

復旧・復興建設共同企業体（復興JV）における配置技術者の取り扱いについて

平成24年5月24日

土木部事業管理課

東日本大震災からの一日も早い復旧・復興の実現を目指し、請負代金額2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上で専任が必要となる工事を対象として、現場間距離が5km程度で兼務を可能とする緩和措置を実施しておりますが、復旧・復興建設共同企業体（復興JV）の取り扱いを以下のとおりとします。

1 専任を求めない構成員の配置技術者の取り扱いについて

復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）において専任を求めない構成員の主任技術者については、他現場の主任技術者と兼務できるものとします。

2 兼務対象とする工事

国、県、市町村等が発注する宮城県内の公共工事及び復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）により施工する工事。

3 兼務できる工事の条件

①兼務する工事が通常工事の場合（特定JV、復興JVを除く）

- ・兼務する工事の請負代金額が2,500万円未満の主任技術者との兼務
- ・相互の間隔が5km程度の工事の主任技術者との兼務

②兼務する工事が復興JVによる工事の場合

- ・専任を求めない構成員の主任技術者との兼務

4 その他

その他の取り扱いについては、平成24年3月23日付け事管第426号の運用のとおりとします。

復興JV工事で2箇所を兼務する際の配置技術者の主な配置例 (建築一式工事を除く)

●復興JV工事で兼務する場合

		復興JV現場(その1)					
復興JV現場(その2)	配置技術者	主任技術者(代表者)		監理技術者(構成員1)		備考	
		専任・非専任		専任			
		請負額		1億~5億			
(構成員1) 主任技術者	非専任	1億<5億	主	主	監	兼務の条件	適用の範囲
			主	主	監	専任を求めない構成員の主任技術者	白の範囲(工事箇所の兼務可能)
(代表者) 監理技術者	専任		監	主	監	復興JV同士の現場に限る	グレーの範囲(工事箇所の兼務不可)
			監	監	監		

主	:主任技術者	監	:監理技術者
---	--------	---	--------

主任技術者が兼務できる工事の組合せ

●通常工事と兼務する場合

		復興JV現場(その1)						
通常現場(その2)	配置技術者	主任技術者(代表者)非専任		監理技術者(構成員1)専任		備考		
		請負額		1億~5億				
		下請総額		特に規定なし				
(税込価格)	未 25	未 30	主 (専任なし)	主	監	宮城県内公共工事(25百万円以上の請負額)の主任技術者	白の範囲(工事箇所の兼務可能)	
			主	主	監			
	未 80		未 以上	監	主	監	H24.4~現場相互間5km程度	グレーの範囲(工事箇所の兼務不可)
				監	主	監		

- ※対象工事: 国・県・市町村等が発注する宮城県内の公共工事
- ※通常工事: 単体企業が施工する工事(特定JV, 復興JVを除く)
- ※復興JV工事については予定価格が1億を超えるため現場代理人の兼務はできない

主	:主任技術者	監	:監理技術者
---	--------	---	--------

関連規則等(緩和措置を適用しない場合)

- ※1 当初設計額(税込)が80百万円以上の場合、監理技術者を専任配置...条件付一般競争入札等参加資格条件設定基準
- ※2 請負額(税込)25百万円以上の場合、主任技術者及び監理技術者は専任配置...建設業法
- ※3 下請総額(税込)30百万円以上の場合、監理技術者を配置...建設業法